

G7三重・伊勢志摩交通会合海外向けPRパンフレット作成業務委託仕様書

1. 事業の目的

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合とは、2023年6月16日から3日間（予定）にわたり三重県志摩市において開催され、日本、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダの交通担当大臣及び欧州連合の交通担当委員が集まり、交通政策の今後の方向性について議論を行う会合で、国土交通省が主催する国際会議である。

本会合の開催を契機に、新たに海外向けPRパンフレットを作成し、来県される各国政府関係者や報道関係者に対して三重の魅力を強く発信することで、今後一層の観光誘客や地域経済の活性化につなげることを目的とする。

2. 委託業務の契約期間

契約の日から令和5年3月31日（金）まで

3. 委託業務の内容

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合において、各国政府関係者や報道関係者に配布する海外向けPRパンフレット（英語版・翻訳含む）の企画、デザイン等の作成及び印刷を行う。

以下のとおり作成し、追加・修正が必要な場合はこれに対応すること。

(1) 仕様

- ① 言語：英語版及び日本語版
- ② サイズ：A4
- ③ ページ数：8ページ以上16ページ以下（表紙・裏表紙含む）
- ④ 紙質：マットコート紙（110kg～135kg程度）
- ⑤ 印刷：フルカラー、両面
- ⑥ 製本：中綴じ

(2) 掲載内容

- ① G7三重・伊勢志摩交通大臣会合開催地として、海外からの来訪意欲を掻きたて、三重県の魅力が効果的に伝わる内容とすること。
- ② 三重県を5つの地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）に分け、各国政府関係者・報道関係者の目線に立ち、視覚的に伝わりやすいよう、写真を中心とした三重県の主要情報（観光・産業・伝統・文化・自然・食等）を掲載すること。また、読みやすい文字の大きさにすること。
- ③ 今後、三重県及び周辺府県で予定されている主要行事等にも言及し、来訪者数増加につながるよう三重県をPRすること。
例）熊野古道伊勢路世界遺産登録20周年（2024年）、大阪・関西万博（2025年）、伊勢神宮・次期遷宮（2033年・予定）リニア中央新幹線全線開業（2037年・予定）等

- ④ G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会が制作した共通デザイン及び共通デザインについてのコンセプトなども掲載すること。
- ⑤ 「世界の中の日本、日本の中の三重県、三重県の中の伊勢志摩地域」をイメージしたマップ及び関連サイトのQRコードを掲載すること。
- ⑥ 主要空港（関西、セントレア、成田、羽田）からのアクセス、日本三大都市（東京、大阪、名古屋）からのアクセス図を掲載すること。

(3) 留意点

- ① 委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねた上で実施すること。
- ② 紙面の構成に必要な写真、イラスト、資料等は受託者において入手すること。但し、写真等を使用する際の費用の支払い等を含めた一切の手続きは受託者において行うこと。また、受託者において入手不可能な場合は、協議の上、三重県が所有している写真等を可能な範囲で提供する。
- ③ 編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な情報の管理、運営措置を講じること。
また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、三重県または第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- ④ 委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- ⑤ 本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和4年度環境物品等の調達方針 3 役務 表3印刷」の判断基準を満たすこと。（同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月） 22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。）
ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、代替品の納入を認める。

参考：「みえ・グリーン購入基本方針」・「環境物品等の調達方針」（三重県）
「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（国）
三重県ホームページ

<http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm>

- ⑥ 上記以外でも本事業の効果を促進するための取組については、積極的に提案・実施すること。

4 成果品

(1) 納品する成果品

①委託業務の実施内容を記載した「委託業務完了報告書」

(原則としてA4版・両面印刷) 1部(提出時期:委託業務完了時)

②上記3により作成した海外向けPRパンフレットの電子データ一式

(提出時期:委託業務完了時)

※Adobe Illustrator、PDFデータ及び電子ブックデータとし、CD-ROMもしくはDVD-ROMにて納品すること。

③作成した海外向けPRパンフレット(紙媒体)

英語版700部、日本語版300部

④写真等業務の履行状況が確認できるもの 1部

⑤必要があれば実施内容の説明資料 1部

(2) 成果品の提出期限

令和5年3月31日(金)17時まで

(3) 納品場所

〒514-8570

三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

三重県雇用経済部 G7交通大臣会合推進プロジェクトチーム

5 その他特記事項

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(2) 三重県は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則がある。

(4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法(昭和4

5年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

(6) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

6 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部G7交通大臣会合推進プロジェクトチーム

担当：岸本、来田、青

TEL：059-224-2638

FAX：059-224-3024

E-mail：g7pt@pref.mie.lg.jp